

「東京国際空港(羽田) P 4 簡易立体駐車場新築その他工事」に関する
一般競争入札参加希望者募集のお知らせ

平成19年1月29日

日本空港ビルデング株式会社

今般、当社におきまして、東京国際空港(羽田)利用者のさらなる利便性向上を図るため、東京国際空港(羽田) P 4 平面駐車場の南東側敷地に新たに簡易立体駐車場を建設する「東京国際空港(羽田) P 4 簡易立体駐車場新築その他工事」の発注を予定しております。この工事を実施して頂く方を「大型公共事業への参入機会等に関する我が国政府の追加的措置について」(1991年7月閣議了解)の枠組みに則り、一般競争入札方式(技術提案総合評価落札方式:簡易型)により決定することといたしました。

つきましては、この一般競争入札に参加希望される方を下記により募集いたしますので、お知らせいたします。

記

1. 工事概要

- (1) 工事名 東京国際空港(羽田) P 4 簡易立体駐車場新築その他工事
- (2) 工事場所 東京都大田区羽田空港二丁目の一部ほか
- (3) 建物概要 詳細は暫定仕様書参照
- | | | | |
|-----|-----------------|------|---------------------------|
| ①規模 | 簡易立体駐車場 | 延床面積 | 約 19,900㎡ (エレベーター棟含む) |
| | | 収容台数 | 約 800台 |
| | 管理事務所 | 延床面積 | 約 147㎡ |
| | 歩道キャノピー | 長さ | 約 103m |
| | 料金ゲート上屋 | 建築面積 | 約 54㎡ |
| ②構造 | 簡易立体駐車場 | 鉄骨造 | 地上5階 (5層6段、国土交通省大臣認定品) |
| | 管理事務所 | 鉄骨造 | 地上1階 |
| | エレベーター棟 | 鉄骨造 | |
| | 歩道キャノピー | 鉄骨造 | |
| | 料金ゲート上屋 | 鉄骨造 | |
| ③用途 | 空港利用者用簡易立体駐車場施設 | | |
- (4) 工事内容 詳細は暫定仕様書参照
各工事とも新築工事一式(建築・設備一括請負)
- ①簡易立体駐車場新築工事一式(簡易立体駐車場内車路、エレベーター棟含む)
- ・ 建築工事
 - ・ 外構整備工事(造園工事一式含む)
 - ・ 電灯設備工事

- ・受変電設備
- ・情報表示設備工事
- ・自動火災報知設備工事
- ・構内配線路設備工事
- ・構内通信線路設備工事
- ・昇降機設備工事（空調設備含む）
- ・給排水衛生設備工事
- ・駐車管制装置設備工事
- ・消火設備工事（移動式粉末消火器）

②管理事務所建築工事一式

- ・建築工事
- ・外構整備工事
- ・電灯設備工事
- ・自動火災報知設備工事
- ・通信設備工事
- ・空調・換気設備工事
- ・給排水衛生設備工事
- ・消火設備工事

③歩道キャノピー設置工事一式

- ・建築工事
- ・電気工事

④料金ゲート上屋工事一式

- ・建築工事
- ・電気工事
- ・管制装置一式

(5) 予定工期 着工日より約7ヶ月

(6) 本工事は、応募時に施工計画等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式を適用いたします。なお、本工事における総合評価の方法については、評価項目ごとの要求要件を満足する場合に標準点を与え、さらに技術資料の内容に応じ加算点を与える加算点方式といたします。

2. 応募資格

本件工事の一般競争入札に参加されるためには、次のすべての条件を満たすことが必要です。

- (1) 特定建設工事共同企業体（以下、「共同企業体」という。）を結成すること。
- (2) 共同企業体は、1－(4)に記載された工事内容のすべての工事を1－(5)に記載の工期内で一括して完成させ、かつ完成後の品質保証についてもこれを一括して履行する責任と能力を有するものであること。
- (3) 共同企業体の構成員の数は2社以上3社以内であること。

- (4) 同一会社が2つ以上の共同企業体の代表者または構成員になっていないこと。
- (5) 共同企業体の代表者は次に掲げる条件を満たすこと。(平成19年1月1日現在)
- ①鉄骨造又はSRC造の5階以上で、延床面積が20,000㎡以上(収容台数700台程度)の立体駐車場の新築又は増築工事(躯体工事を含む建築工事一式工事)において、共同企業体の代表者または構成員としての施工実績(施工中を含む)を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上に限る。
 - ②日本国の建築士法(昭和24年法律第100号)第27条の23項の規定に基づく建築一式工事の経営事項審査による総合評点が1,200点以上であること。
 - ③次に掲げる条件を満たす主任技術者または監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
 - ア)日本国の建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士の資格を有する者または建設業法による一級建築施工管理技士の資格を有し、資格取得後5年以上の経験を有する者。
 - イ)鉄骨造又はSRC造の4階以上で、延床面積が10,000㎡以上の新築又は増築工事(躯体工事を含む建築工事一式工事)の施工経験を有する者。
 - ウ)監理技術者にあつては、建設業法による監理技術者資格証を有する者。
- (6) 共同企業体の代表者以外の構成員は次に掲げる条件を満たすこと。(平成19年1月1日現在)
- ①延床面積が10,000㎡以上(収容台数400台程度)の立体駐車場の新築又は増築工事(躯体工事を含む建築工事一式工事)において、共同企業体の代表者または構成員としての施工実績を有すること。但し、共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上に限る。
 - ②日本国の建築士法(昭和24年法律第100号)第27条の23項の規定に基づく建築一式工事の経営事項審査による総合評点が1,000点以上であること。
- (7) 工事現場周辺はすでに運用している状況であることから、周辺の施工状況を考慮した当社が求める項目に関する提案(以下、「技術提案書」という。)を示した施工計画書を応募書類と合せて提出すること。ただし、技術提案書における施工計画に係る技術的所見が適正であること。
- (8) すべての構成員は、次に掲げる条件を満たすこと。
- ①建設業法に基づく建築工事の許可を取得している者であること。
 - ②成年被後見人、被保佐人もしくは被補助人または破産者で復権を得ない者でないこと。
 - ③本工事に係る設計業務契約者と資本もしくは人事面において関連がある者でないこと。

3. 応募方法

- (1) 一般競争入札参加応募書類及び暫定仕様書の入手方法
一般競争入札参加応募書類及び暫定仕様書につきましては、下記(6)当社窓口において一部1,000円で配布いたします。
- (2) 交付及び受付期間
平成19年1月29日(月)から応募書類の提出期限まで。
平日：午前10時～12時、午後1時～4時
なお、土、日、祝祭日は取り扱いいたしません。

- (3) 応募手続きに用いる言葉、通貨及び単位
日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）
- (4) 関係法規
日本国内の関係法規、条例
- (5) 応募費用
応募のために要した費用は、一般競争入札参加応募者の負担とします。
- (6) 応募書類の交付及び応募書類の提出場所ならびに本件に関する当社窓口
日本空港ビルデング株式会社 不動産管理部管理課
〒144-0041 東京都大田区羽田空港3-3-2 第1旅客ターミナルビル
Tel 03-5757-8221 Fax 03-5757-8235
E-mail kanrika@jat-co.com

4. 応募書類の提出期限

平成19年2月28日（水） 午後4時まで

5. 暫定仕様書説明会

応募者ならびに下請け及び供給を希望する方々を対象に、下記のとおり開催致します。

- (1) 日時
平成19年2月6日（火） 午前10時30分から（午前10時受付開始）
- (2) 場所
東京国際空港（羽田）第1旅客ターミナルビル6階「ギャラクシーホール」
Tel 03-5757-8181
- (3) 参加申し込み
「東京国際空港（羽田）P4簡易立体駐車場新築その他工事暫定仕様書説明会に参加希望」と明記し、希望の内容（元請、下請け、資機材供給の別）、出席人数を記載の上、平成19年2月2日（金）までに、前述の3-(6)に記載の当社窓口宛てファクシミリまたはEメールにより申し込みをしてください。
なお、会場の都合により1社2名以内でお願いいたします。
また、会場での書類の販売はいたしませんので、あらかじめご用意ください。
- (4) 意見表明の方法
意見または質疑については、説明会場にてお受けいたします。なお、意見の採用の可否は当社が決定いたします。

6. 一般競争入札参加者の選定方法及び通知方法等

- (1) 選定方法
2. に示す応募資格の各条件をすべて満たしている方を、一般競争入札参加者として選定いたします。

(2) 通知並びに公表の時期及び方法

一般競争入札参加者として選定された方につきましては、平成19年3月9日(金)頃当社から「一般競争入札参加通知書」を送付するとともに、日刊業界紙3紙(日刊建設工業新聞、日刊建設通信新聞、日刊建設産業新聞)及び当社ホームページ(<http://www.tokyo-airport-bldg.co.jp/>)に公表いたします。

なお、一般競争入札参加者として選定されなかった方への通知はいたしませんので予めご承知願います。

また、応募された方から提出された応募書類の返却はいたしません。

7. 失格条件

(1) 提出書類に虚偽の記載があるもの。

(2) 提出期限内に提出されなかったもの。

(3) 選定結果に影響を与えるような工作がおこなわれたもの。

(4) 所定の方法以外で、関係者に直接、間接問わず質疑し、もしくは指導を求めるもの。

ただし、応募書類に関する質疑については、応募書類に添付した質疑書をもって行うこととします。

なお、当社では調達手続きにおいて不透明な働きかけや不正な手続きが認められる場合、厳しくこれを排除するべく必要な措置を講じます。

8. Summary

(1) Subject Matter of the Procurement
Construction of P4 Parking

(2) Application Period
From: January 29, 2007 (Mon) 10:00 A.M.
To : February 28, 2007 (Wed) 4:00 P.M.

(3) Location of Issuance and Acceptance of Application Form
Facility Management Division
Japan Airport Terminal Co., Ltd.
3-2, Haneda Airport 3-Chome,
Ohta-ku, Tokyo
144-0041, Japan
Tel 81-3-5757-8221 Fax 81-3-5757-8235
E-mail kanrika@jat-co.com

以上